

令和4年2月1日

**兵庫県建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務
入札参加資格者の皆様へ(お知らせ)**

兵庫県県土整備部土木局技術企画課

(問合せ先：078-341-7711 内線4336)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

県土整備部所管の工事及び業務の実施に当たっては、以下を踏まえて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みを行っていただくようお願いします。これまでのお知らせ(令和2年4/8文書、4/14文書、4/23文書)と併せて、よろしく願います。

1. 社会機能維持のための濃厚接触者の待機期間

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省では自治体の判断において、感染急拡大が確認された場合には、オミクロン株患者の濃厚接触者のうち、社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)については、待機期間を短縮する取扱い^{※1}が認められている。

社会機能維持者の範囲及び待機期間短縮のための検査に係る費用の計上については以下のとおりとする。

※1 資料については、下記、兵庫県ホームページより、ご確認ください
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/noukousessyokusya-taiki.html>

1) 社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の範囲

社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の範囲については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)に従事する者とされている。

2) 待機期間短縮のための検査にかかる費用の計上

県土整備部発注の工事及び委託業務の全てを対象とし、費用の計上方法については、令和2年4月23日文書「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」^{※2}によることとする。

※2 資料については、下記、兵庫県ホームページより、ご確認ください
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/gijyutsukannri.html>

※このお知らせは、本県の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における「営業所調書」の番号1の欄に記載されたFAX番号宛てに送信しています。